

広島県告示第三百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十二年四月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年四月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

比婆山県民の森線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市西城町油木字川上ミ甲一五五番ニ地先から 庄原市西城町油木字川上ミ甲一五五番ニ地先まで		四・〇〇〽三 〇・〇〇〽〇 一・九〇〽〇 三〇・〇〇〽〇	二〇二・〇〇〽〇 二〇二・〇〇〽〇		ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一六五・〇〽〇 メートル